工作物 WG における論点(案)

1 事前調査について

- 1)石綿が全く含まれないような工作物があるか。そのような工作物がある場合、規制の運用についてどのように考えるか。
 - ・具体的には、物の性質上、石綿が含まれていないことが明らかなものが あるか。
- 2) 建築物と同様に事前調査者の資格要件を求めることが必要か。
- <事前調査者の要件に関する基本的な考え方について>
 - ・建築物の解体等工事の事前に義務づけられている石綿等の使用の有無の 調査については、その実施者について、石綿に関し一定の知見を有し、 的確な判断ができる者が行うよう、指針で示しているが、現状において、 その要件について法令上明確に示していない。
 - ・石綿含有建材を使用する建築物については、今後、解体等工事の増加が見込まれており、適切な事前調査へのニーズが高まっているが、平成28年5月の総務省勧告(「アスベスト対策に関する行政評価・監視」(平成28年5月))においては、事前調査を行う者の知識不足、調査を行うべき方法に関する認識不足などを要因とする事前調査が不十分で必要な措置を講じず解体等工事が行われている事例が散見されるとの指摘がされている。
 - ・これらの課題等に対応するため、建築物の解体・改修前の石綿等の使用 の有無の調査については、平成 30 年 10 月の厚生労働大臣・国土交通 大臣・環境大臣の共管による告示「建築物石綿含有建材調査者講習登録 規程」の講習を受けた者による調査を義務づけようとするものである。

<工作物の事前調査を行う者の要件についての論点>

- ・工作物に係る事前調査はどのように行っているか。
- ・工作物の事前調査に関して、どのような知識が求められるか。

- ・事前調査において、工作物の解体等の作業を行う事業者に、高度な知識 等が必要な場合、必要な能力を付与できる講習制度があるか。
- ・工作物の事前調査に必要な能力を有する人材を育成・確保するための新 しい制度が必要か。必要な場合は、どのような制度が必要か。必要でない 場合は、どのような方法で事前調査の適正性を担保するべきか。
- (参考) 建築物石綿含有建材調査者講習の修了者は、石綿含有建材調査に関する基礎 知識、設計図書等による書面調査、現地調査、報告書作成等の能力が付与される仕 組み(別紙1参照) となっている。

2 簡易届出制度の対象について

< 簡易届出制度の基本的な考え方について>

- ・現行制度においては、吹付石綿等や石綿含有する保温材、断熱材、耐火被覆材等の除去工事等においては、工事前に作業計画等の届出を行うことが求められているが、平成28年5月の総務省勧告において必要な届出を行わないまま解体等工事が行われた事案が多数指摘されている。また、解体・改修工事は、工事が終了してしまうと、建築物等がなくなってしまったり、改修前の建材がなくなってしまうため、届出が必要な工事であったのか、石綿ばく露防止措置が適切に行われたのかどうかを事後に確認することは困難であり、事業者にとって届出や措置を実施する動機付けが働きにくい状況にある
- ・これらの課題に対応するため、簡易届出制度については、石綿の有無に 関わらず、一定規模以上の工事に事前調査結果等の届出を義務づけよう とするものである。
- ・建築物について上記届出を行わせるに当たっては、過去に輸入・製造された石綿等の約7割が建材に使用されたとされていること(別紙2参照)を踏まえ、石綿等の製造等が原則禁止された平成18年9月よりも前に建築・改修された建築物には、いずれかの建材に石綿が含有されている

可能性が高いという共通認識に基づいている。

・建築物に係る簡易届出の対象を決めるに当たっては、①一戸建て住宅も 含めて解体工事の大部分を対象とすること、②屋根や 水回りの改修工 事も対象となる同規模の改修工事も対象とする、という考え方に基づい ている。

く工作物に係る簡易届出制度の対象についての論点>

- ・工作物については、多種多様なもの(別紙3参照)があるため、建築物において共通認識としていた、いずれかの建材に石綿が含有されている可能性が高いという考え方がそのまま適用出来る状況ではないのではないか。
- ・具体的には、物の性質上又は過去の石綿使用実績等から、工作物の種類 から石綿が含まれている可能性が低いものがあるのではないか。
- ・工作物の届出対象については、建築物と同様に、物の性質上又は過去の 石綿使用実績等から、石綿が含有されている可能性が高いと推定される ものとしてはどうか。
- ・この場合、具体的にどのような工作物が対象になると考えられるか。
- ※建築物と同様の基準で簡易届出の対象とした場合、石綿とは関係のない工事の届出が大半を占める可能性があり、石綿によるばく露防止という政策目的に合わない制度となることが懸念される。

3 その他

・建築物における中間とりまとめのうち上記1,2以外の内容は工作物についても妥当か。工作物について異なる対応が必要となるものはないか。